

会費の減免措置に関する規定

平成11年12月 2日 制定 平成25年11月 8日 改訂
平成19年11月29日 改訂 平成29年 4月24日 改訂

第1条 本規定は会則に基づき、会費の減免措置について定める。

第2条 正会員のうち、大学院生・学部学生およびこれに準ずる者は、年度毎に学生であることの証明（学生証の写し等）を学会事務局に提出して総務委員会の確認を得ることにより、会費の減免措置を受けることができる。

第3条 第2条の減免措置として、確認を得た年度

の年会費を3,500円とする。

第4条 正会員のうち、満年齢が65歳以上で会員歴が25年以上の者は、学会事務局に申し出て評議員会の承認を得ることにより、会費の減免措置を受けることができる。

第5条 第4条の減免措置として、承認を得た次年度以降の年会費を3,500円とする。

第6条 本規定の変更には評議員会の承認を要する。